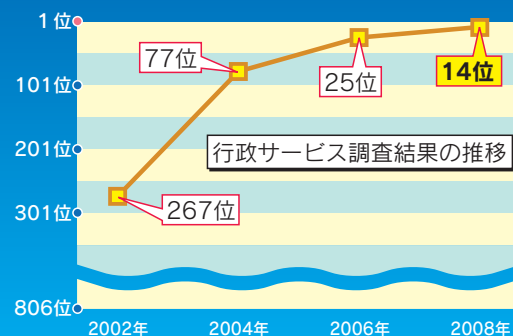


行政サービス調査

全国の県庁所在地でトップに

全国の市と東京23区の806都市区を対象に実施した「第6回行政サービス調査」の結果が、12月1日の日本経済新聞に掲載。本市はサービス水準において、前回の25位からさらにランクアップされ14位となり、県庁所在地では全国トップとなりました。

これは、住民の目線から見た行政の改革状況とサービス水準を探るもので、隔年で実施。調査は、①公共料金②高齢者福祉③子育て環境④教育⑤住宅・インフラを調査したものです。また、同時に発表のあった「行政革新度調査」でも、前々回238位、前回135位、そして今回は100位にランクされました。



掲載された日本経済新聞

パブリックコメントを実施します

高齢者施策の意見を募集

本市の高齢者施策の基本となる「第4期まえばしスマイルプラン」(前橋市老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画)の素案について、パブリックコメント(意見募集)を実施します。この計画は高齢者施策の向上や介護保険事業の円滑な推進のため、来年度から3年間の目標などを定めたもので、本市と富士見村が共同で策定。この計画が充実したものとなるよう、皆さんの意見をお聴かせください。いただいた意見は、本市の考え方を整理して、各閲覧場所で公表します。

期間=12月22日(月)~1月23日(金)

資料の閲覧=市役所介護高齢福祉課・情報公開コーナー、地域包括支援センター(職員研修会館内)、保健センター、総合福祉会館(日吉町二丁目)、前橋プラザ元気21・1階にぎわい観光課、各支所・地区公民館、富士見村役場、富士見村地域包括支援センター。また、本市ホームページにも掲載

意見の提出=所定の用紙に住所・氏名・意見を記入し、各閲覧場所へ直接。または、市役所介護高齢福祉課へ郵送、ファクス(243-4027)、Eメール(kaigo@city.maebashi.gunma.jp)



ピンシャン体操で楽しく運動

問い合わせは 介護高齢福祉課 ☎898-6152

緑豊かな住み良いまちづくりのために、生け垣を作る市民に奨励金を交付します。

対象=新たに植栽するか既存の囲い(ブロック塀など)に替えて植栽し、公道に面した住宅用建物の敷地内に設置する生け垣

適用地区=市街化区域内や用途地域内、地方公共団体が造成した団地のうち、幅員4m以上の公道に面した部分。または前述の区域以外の国道、県道に面した部分や幅員6m以上の市道に面した部分(土地区画整理施行区域で仮換地指定されていない区域は除く)

生垣の基準=植栽する樹木の高さは1m以上、長さは5m以上、植栽本数は1m内に3本以上(樹木の葉張りか50cm以上のものを使用する場合はこの限りではない)

奨励金の額=樹木購入費の3分の2で限度額は5万円。既存の囲いに替えて植栽する場合はその費用として2万円を限度に加算交付

緑のまちづくり

生け垣作りに奨励金を交付します



緑豊かな街並みに

問い合わせは 公園緑地課 ☎898-6842

市民の皆さんと親しく意見交換



市政懇談会

一人一人が健康づくりを進めよう

「市民力・地域力による健康づくり」をテーマに開催した市政懇談会が終了。1,193人の市民が参加しました。今回は、11月以降に開催した市長と市民の皆さんとの意見交換の一部を紹介します。

問い合わせは
市政懇談会については 市政発信課 ☎898-6644
検診や食生活については 保健予防課 ☎223-8844
子どもの医療費については 国保年金課 ☎898-6253
保健所については 保健所準備室 ☎223-8846

歯周疾患検診について

Q 新さわやか健診に口腔内に関するものはありませんが、どうしてですか。

A 本市は、国で定めた17の健診項目に、独自に腎機能や糖尿病、心疾患などの11項目を加えています。口腔衛生や歯周疾患については、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の人を対象に受診シールを送り、検診を行っています。歯周病は、成人の歯を失う大きな原因です。初期にはほとんど自覚症状がなく、気付かないうちに悪化することが多いので、早期発見のために検診を受け、適切な指導を受けてください。

栄養・食生活について

Q 年齢に応じた献立プランを教えてください。

A 保健センターでは、食に関する講話や調理実習による教室「はっぴい健康クッキング」や「からだにうれしい食講座」など、食生活改善推進員の協力でさまざまな教室を開催しています。また、広報紙に開催案内や健康レシピを掲載しています。疾病や世代に応じた献立などを紹介しますので、保健センターに問い合わせください。

子ども医療費について

Q 子どもが県外の医療機関を受診した場合はどうしたらよいのですか。

A 子どもの医療費が無料になる人には、受給資格者証を交付しますが、使えるのは県内のみです。県外で受診した場合は、いったん一部負担金の立て替え払いをしていただき、後日その領収書を持ってきていただければ払い戻しをします。詳しくは国保年金課に問い合わせてください。

保健所の設置について

Q 保健所職員の養成はどのようにしているのですか。

A 本市では、来年度4月に中核市となると同時に保健所を設置します。職員の養成については、県の専門職員に指導を受け、また、市職員13人を県に派遣して研修を行っています。なお、獣医師や薬剤師などの専門職が必要となるため、2年前から計画的に採用をしています。施設は、現在の前橋保健センターを改修するとともに、その西隣に検査棟と動物保健施設を建設しています。

事務改善発表会

「元気M1チャレンジ」

25日に前橋プラザ元気21で開催します

行政改革の一環として、市役所内で実践された事務改善事例の中から、優秀事例を発表する「元気M1チャレンジ」。今年は97の応募の中から審査し決定した5事例を発表します。自由にご覧いただけますので、ぜひ、お出掛けください。

日時=12月25日(木)午後2時

会場=前橋プラザ元気21・3階ホール

問い合わせは 行政管理課 ☎898-6537



昨年度グランプリ・児童家庭課